

(代表幹事会)

第13条 代表幹事会の構成は、幹事長、代表幹事、会計及び事務局長とし、幹事長が召集し、必要に応じて関係者を出席させ、議長となり会務の運営に関する左記事項を議決執行する。

1. 会長、副会長の選出。
2. 会則及び細則、規定の改正、変更の立案に関する事項。
3. 事業計画及び予算案の立案。
4. 総会に付議する事項及び総会開催に関する事項。
5. 目的達成に必要な事項並びに会長、副会長が必要と認めた事項。
6. 議決は全会一致を目指とするが止むを得ない場合は出席者の過半数を以て議決する。

(代表幹事の定義について)

(幹事会)

第14条 幹事会の構成は幹事とし、幹事長が召集し、左記事項を行う。

1. 幹事長、代表幹事、会計、監事、事務局長の選出。
2. 事業計画及び予算案の審議承認。
3. 事業報告及び決算の承認。

(会費)

第15条 本会の経費は会費及び寄付金・広告費等を以てこれに充てる。

1. 会費 年額 2,000円
20,000円。
10年令で大丈夫か?

（幹事会）
→ 合同幹事会と通す

3. 会費及び寄付金・広告費等の徴収のため、郵便局・銀行等に預貯金口座を開設し、本会の定める方法によって納入するものとする。

4. 経済事情の動向により会費を変更することができる。

(会計期間)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(名譽会長等)

第17条 本会に名譽会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

1. 名譽会長、顧問、相談役、参与は、会長、副会長、幹事長、事務局長、代表幹事経験者の中から代表幹事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
2. 名譽会長、顧問、相談役、参与は、本会の目的達成に必要な事項について、会長の諮詢に応ずる。
3. 幹事長は名譽会長、顧問、相談役及び参与に幹事会並びに代表幹事会への出席を求めることがができる。

(相談役)

1. 本会則に定めなき事項は、運営細則に定めるところによる。
2. 本会則に定めなき事項は、運営細則に定めるところによる。
3. 各幹事は、代表幹事とともに次条に定める各委員会に所属し、会の運営を行う。

(目的)

1. 本会則の発行は昭和43年11月25日とする。
2. 一部改正 昭和44年5月10日
3. 一部改正 昭和56年6月4日
4. 一部改正 平成9年6月13日
5. 一部改正 平成20年6月14日
6. 一部改正 平成25年6月8日
7. 一部改正 平成27年6月13日

- （運営細則）
1. 本会則に定めなき事項は、運営細則に定めるところによる。
 2. 回期幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。
 3. 各幹事は、代表幹事とともに次条に定める各委員会に所属し、会の運営を行う。

(委員会)

第3条 代表幹事会の協議により各役割分担を明確にし、左記委員会を設ける。

1. 総務委員会（特命を含む）
2. 財政委員会
3. 総会指導委員会
4. 6年委員会
5. 縣陵レディース（女性会員担当）
6. 涉外委員会
7. 広報委員会（会報・HP担当）
8. 実行委員会
9. 会計委員会

(役員)

1. 各委員会の委員長は代表幹事があたり、代表幹事会で選出する。ただし、実行委員会委員長は

長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会 運営細則

母校愛のリレー 当番学年会員の中から選出する。

（総務委員会）
↓
母校愛の

- （審査）**

 1. 代表幹事会及び幹事会の日程、議題を決定、場所を確保し、その発送を事務局に指示すること。
 2. 代表幹事会及び幹事会の議事進行を行い、議事録を作成しHPへ掲載する。
 3. 会員の慶弔に関する事項。
 4. 事業年度開始時に、総務事項に関する事業計画及び年度予算の立案。
 5. 事業年度開始時に、全体の事業計画・年度予算を取りまとめる。
 6. 事業年度末に、各委員会からの年度活動と決算書をとりまとめ、幹事会で報告すること。
 7. その他、総務事項に関する事項。

（政委員会）

 1. 財政委員会は、左記事項を推進する。
① 本会の財政基盤確立のための企画と推進。
 2. 年会費、終身会費の徴収に関する、金融機関に同窓会名義の口座を開設し、管理者を定め、財産管理を行ふ。
 3. 事業年度開始時に、財政に関する事業計画及び財政に関する年度予算の立案。
 4. 事業年度末に各委員会からの年度活動と決算書を取りまとめ、幹事会で報告すること。
 5. その他、財政に関する事項。

（会員指導委員会）

 1. 総会指導委員会は、左記事項を推進する。
① 事業年度開始時に、実行委員会に委託されていない範囲での総会及び懇親会に関する包括的な事業計画・予算案の立案と幹事会への提案。

詔 各季會金^{の賃金}、奉章年度の開始時に

第5条 総務委員会は、左記事項を推進する。

1. 代表幹事会及び幹事会の日程、議題を決定、場所を確保し、その発送を事務局に指示する

2. 総会・懇親会計画・予算作成のサポートとビューティー会計画の提出・報告。

3. 実行委員会と幹事会の調整、幹事会からの要望の伝達、同窓会としての承継事項の承継と実行委員会をサポートする。

4. 事業年度末に年度活動と決算書を総務委員会に提出し、幹事会で報告すること。

5. 6年委員会との連携に関する事項。

6. 新規会員の増強に関する事項。

7. その他、総会及び懇親会に関する事項。

(6年委員会)

第8条 6年委員会は、左記事項を推進する。

1. 事業年度運営計画、予算の策定・提案。
2. 6年委員の増強に関する事項。
3. 6年委員会の招集と運営に関する事項。
4. 新規会員の増強に関する事項。
5. 総会指導委員会との連携に関する事項。

(縣陵レディース委員会)

第9条 縣陵レディースは、左記事項を推進する。

1. 女性会員の同窓会活動への参加促進に関する事項。
2. 年次総会、懇親会に関する女性会員の係わり方に関する事項。
3. 事業年度末に年度活動と決算書を総務委員会に提出し、幹事会で報告すること。
4. 事業年度開始時に女性会員の入会促進及び活動に関する事項の事業計画、予算案を立案し幹事会へ提案すること。
5. その他、女性会員に関する事項。

1. 会報「あがた」発行に関する事項。

2. 広報委員会は、左記事項を推進する。

3. 第10条 広報委員会は、左記事項を推進する。

(広報委員会)

(6年委員会)

7. その他、総会及び懇親会に関する事項。
(6年委員会)

(会計委員会)

2. 会報の広報に関する事項。

3. 事業年度開始時に、広報に関する事業計画及び広報に関する年度予算の立案。

4. 実行委員会編集部との調整に関すること。

5. ホームページの維持管理及び活用促進に関すること。

6. 事業年度末に年度活動と決算書を総務委員会に提出し、幹事会で報告すること。

7. その他、広報・HPに関すること。

(涉外委員会)

第11条 涉外委員会は、左記事項を推進する。

 1. 涉外に関する事項。
 2. 本部同窓会、支部同窓会、同窓連、他同窓会との連携に関する事項。
 3. 事業年度開始時に、涉外に関する事業計画及び涉外に関する年度予算の立案。
 4. 事業年度末に年度活動と決算書を総務委員会に提出し、幹事会で報告すること。
 5. その他、涉外に関する事項。

(実行委員会)

第12条 実行委員会は、定期総会の懇親会企画・運営に携わる。

 1. 実行委員は母校愛のリレー当番学年会員が担当する。
 2. 実行委員長は、企画・運営に関する企画書を幹事会に提案し承認を得る。
(及び実行平成)
 3. 実行委員長は、総会の懇親会執行に当たり、総会指導委員会と連携し、その指導援助を受ける。
 4. 実行委員長は定期総会終了後、企画・運営に關して決算報告書の監査を受け、総括報告を幹事会に提出する。

(会計委員会)

第13条 会計委員長は代表幹事の中より選出し、委員会を組織し左記事項を行ふ。

- 幹事長及び各委員長からの請求による金銭の出納、記録を担当する。
- 総務・財務委員長と協力して、年度予算案を立案し、幹事会に提案する。
- 総務・財務委員長と協力して、決算書を作成し幹事会の承認を得て、監事に提示、監査を受ける。
- 現金、出納帳、証拠書類等の閲覧が何時でもできるよう保管と管理をする。
- 特別会計、総会会計各資料すべての保管、管理をする。
- 委員は、会計委員長の指示にもとづき、諸会合の会費徴収等の会計の事務を分担する。
- その他、会計に関する事項。

(監事)
第14条

- 監事は、幹事会において幹事の中より選出する。
- 監事は、会務執行を行う幹事長及び代表幹事を兼務してはならない。
- 監事は、会計を監査し、その結果を会長に報告するとともに、総会に付し監査報告を行うものとする。また監事は必要に応じて代表幹事会に出席して会計に関する意見を述べることができる。
- 監事は、総会の決算を総会終了後2ヶ月以内に実行委員会より提出を受け監査する。
- 本会計の監査は、会長より提出を受け、毎年4月中に実施する。
- 監査の立会いは、総会については、幹事長、総会指導委員長、会計とし、本会計は会長、

幹事長、事務局長、総務委員長、財政委員長、会計とする。

(事務局長)
第15条 事務局長は、代表幹事の中より選出し、左記事項を推進する。

- 会運営に関する事務全般に関すること。
- 名簿管理に関すること。
- 対外的受付窓口に関すること。
- 会員、幹事、代表幹事等への連絡、通知に関すること。
- 同窓会長印鑑、金融機関届出印鑑、同窓会旗の管理に関すること
- 前第6条第2項に定める金融機関の口座については下記の通りとする。
 - 金融機関の口座の代表者は、財政委員長または財政副委員長のうち会長が指定する者とする。
 - 金融機関の口座における本会の所在地を、前項により指定された代表者の住所とする。
 - 前第1項により指定された代表者は、その口座の管理を行う。
- 前第1項により指定された代表者は、その口座の管理を行う。

(運営細則の改廃)
第17条 本運営細則は、代表幹事の発議により、幹事会の承認を以て改廃することができる。

- 本運営細則の発行は、平成9年6月13日とする。
- 一部改正 平成12年6月10日
- 一部改正 平成20年3月25日
- 一部改正 平成25年6月8日
- 一部改正 平成26年5月29日
- 一部改正 平成27年6月13日

**長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会
弔慰規定**

第1条（目的） この規定は、弔慰について規定する。

第2条（対象） 会は左記に該当する場合に弔意を表する。

- 東京同窓会活動に永年貢献（継続的に幹事を努めた者）した会員本人の死亡。
- 本部同窓会、関西同窓会については、名誉会長、会長、副会長、幹事長とする。
- 同窓連、僚友校については、会長とする。
- 弔慰は原則、弔電を以てあらわす。
- 弔慰の判断、方法（香典、生花、弔電）は、会長、幹事長の協議とする。
- 会員は本会入会以来終身会費および当該年度まで継続して年会費を納入している者とする。
- （連絡）会員の訃報を知りえた者は、速やかに会長、幹事長に報告するものとする。
- （手続き）緊急を要する場合には、諸手配を事後速やかに会長、幹事長に報告するものとする。
- （葬儀後の取り扱い）葬儀終了後に訃報を知った場合には、弔慰の手続きは訴求しないものとする。
- （附則）本規定は平成25年6月8日より施行する。
- 一部改訂 平成27年6月13日

本弔意規定を原本とする。